

平成二十五年 度

第二回 新宿区住宅まちづくり審議会議事録

新 宿 区

第二回新宿区住宅まちづくり審議会

開催年月日・平成二十五年十一月十五日

出席した委員

大方潤一郎、土屋修、篠原みち子、石川彌榮子、西山博之

伊藤衛、長谷川照子、田近武友、桑原弘光、宮坂忠昌、

西村敏、野村正俊

小柳俊彦、新井建也

議事日程

議題

- 一 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について
- 二 新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名について
- 三 新宿区支援付き高齢者住宅について

議事のてんまつ

午後二時〇〇分開会

○事務局（山崎居住支援係長） 本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成二十五年第二回住宅まちづくり審議会を開催いたします。

私は、事務局の住宅課居住支援係長の山崎と申します。どうぞよろしく願います。

本日は、委員改選後の初めての審議会ですので、会長が選出される

までの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず、皆様の委嘱状ですが、机上に配付させていただきます。本来なら、区長から直接お渡しするところですが、公務の都合で、申しわけございません。よろしく願います。

開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。本日、欠席の委員は、佐藤委員、舟生委員、針谷委員の三名でございます。定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が次第でございます。

その次からが参考資料です。

最初は、審議会委員名簿です。皆様のお名前、現職欄等に誤りがございましたら、審議会終了後に事務局までお知らせください。次が、審議会幹事名簿です。次が、住宅まちづくり審議会規則。次が、新宿区住宅マスタープラン。次が、住宅ガイド。最後に、新宿区の統計です。こちらは学識経験者委員と区民委員の方のみお配りしております。参考資料は以上でございます。

なお、本日の議題資料につきましては、事前に送付させていただきます。なお、「高齢者の住まいの確保について」と題されたA4、一枚のものと、「新宿区支援付き高齢者住宅検討会における検討について」と題された五ページものをついに綴じたものと、資料一から五です。本日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

今回は改選後初めての審議会で、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、この住宅まちづくり審議会の役割につきまして、簡単に御説明させていただきます。

新宿区住宅まちづくり審議会は、平成三年に制定された「新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例」の中で位置づけられ、区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として設置されているものです。

その役割といたしましては、区長の諮問に応じて住宅政策に関する事項について審議し、答申するほか、区長に対して意見を述べることができるとしています。

なお、審議会のもとに必要なときは専門部会を設置することとなっております。

簡単ですが、以上が住宅まちづくり審議会の役割になります。

また、先ほど申し上げました「新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例」につきましては、参考資料の「住宅マスタープラン」の中に掲載しております。

それでは、次に、委員の方の紹介をさせていただきます。名簿順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、一言ずつお願いいたします。

最初に、大方潤一郎委員。

○大方委員 大方でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 土屋修委員。

○土屋委員 都市再生機構の土屋と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 篠原みち子委員。

○篠原委員 弁護士の方です。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 石川彌榮子委員。

○石川委員 石川彌榮子でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 西山博之委員。

○西山委員 社会福祉士で、一級建築士の西山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 伊藤衛委員。

○伊藤委員 東京都建築士事務所協会新宿支部の伊藤と申します。一級建築士です。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 長谷川照子委員。

○長谷川委員 よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 田近武友委員は、まだお越しになっていません。

桑原弘光委員。

○桑原委員 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部の支部長の桑原でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 宮坂忠昌委員。

○宮坂委員 民生委員・児童委員協議会の宮坂と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 西村敏委員。

○西村委員 小児科医の西村と申します。にしむらこどもクリニックと女子医大の小児科の非常勤講師をやっております。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 野村正俊委員。

○野村委員 区民委員に応募しました野村正俊と申します。よろしくお願いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 続きまして、区職員の委員を御紹介させていただきます。

針谷委員は公務のため、本日欠席です。

小柳俊彦委員。

○小柳委員 小柳です。新宿区の福祉部長です。どうぞよろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 新井建也委員。

○新井委員 新井と申します。都市計画部長を務めています。よろし
くお願いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 続きまして、審議会の審議を補佐す
るために出席しております幹事を御紹介いたします。

月橋住宅課長です。

○事務局（月橋住宅課長） 住宅課長の月橋です。よろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 齊藤高齢者福祉課長です。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 齊藤です。どうぞよろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 平井企画政策課長です。

○事務局（平井企画政策課長） 平井と申します。よろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 大野子ども家庭課長です。

○事務局（大野子ども家庭課長） 大野です。どうぞよろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 森景観と地区計画課長です。

○事務局（森景観と地区計画課長） 森でございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 小野川地域整備課長です。

○事務局（小野川地域整備課長） 小野川でございます。よろしくお
願いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 野澤建築指導課長です。

○事務局（野澤建築指導課長） 野澤でございます。よろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 金子建築調整課長です。

○事務局（金子建築調整課長） 金子です。よろしく願
いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 幹事は以上でございます。
ただいま田近武友委員が来られましたので、恐れ入りますが、御
挨拶をお願いいたします。

○田近委員 遅れて申しわけございません。東京青年会議所新宿区委
員会の國吉歩から引き継ぎまして来年委員長になりますので、よろし
くお願いいたします。

○事務局（山崎居住支援係長） 続きまして、お手元のマイクの操作
について御説明いたします。御発言にはこの長いマイクを使って御発
言ください。下にある「要求4」というところを発言の際に押してい
ただきまして、発言が終わった後は、その右側にあります「終了5」
というボタンを押してください。

議 題

一 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について

○事務局（山崎居住支援係長） それでは、議題に入ります。

議題一は、新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出についてです。
当審議会の会長の選出につきましてお諮りさせていただきます。

新宿区住宅まちづくり審議会規則第三条に基づきまして、会長は互
選によることになっていますが、どなたか自薦、他薦で御推薦いた
だけませんでしょうか。

はい、願
い
し
ま
す。

○土屋委員 前期も会長としてこの会をしつかりおまとめいただいた大方先生に、引き続きお願いしたいということで御推薦したいと思えます。よろしく願います。

○事務局（山崎居住支援係長） ただいま土屋委員から、大方委員というお声がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（山崎居住支援係長） ありがとうございます。

それでは、大方委員を会長に決定させていただきます。

大方会長、よろしく願います。

○大方会長 引き続きまして、会長を務めさせていただきます。

私もまだまだでございますが、この四月から、東京大学の高齢社会総合研究機構という、小さな組織でございますが、その機構長を兼務することになりました。こちらの会議のほうもいよいよ高齢者の住まいについて本格的な検討を始めようというようなことで、ちょうどタイミングもよろしいような気もいたしますので、もう一期務めさせていただきます。よろしく願います。

○事務局（山崎居住支援係長） 大方会長、引き続き、議題二からよろしく願います。

議題

二 新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名について

~~~~~

○大方会長 副会長でございますけれども、従来は佐藤先生でして、きょうは御欠席です。欠席裁判で恐縮ですが、佐藤先生に引き続き副会長をお願いすることよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大方会長 ありがとうございます。

議題

三 新宿区支援付き高齢者住宅について

~~~~~

○大方会長 それでは、本題に入らせていただきます。

議題の三でございます。新宿区支援付き高齢者住宅について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局（月橋住宅課長） 都市計画部住宅課長の月橋と申します。

私のほうから、皆様の机上に配付させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。説明の途中で幾つか参考資料を見ていただくような場面もございますので、大変申しわけございませんが、よろしく御協力をお願いいたします。

まず、「高齢者の住まいの確保について」というA4縦のペーパーでございます。それと、あわせて皆様のお手元でございます新宿区住宅マスタープランの二十ページ、二十一ページを開きただけですでしょうか。

この住宅マスタープランは、平成二十年度から平成二十九年までの間、新宿区の住宅施策につきまして、いろいろな内容について、目標と具体的施策について策定したものでございます。

この住宅マスタープランの二十一ページに、基本目標の三というのがございまして、こちらのほうに「安定した居住を確保できるしくみづくり」という目標を掲げております。

こちらの中で、「高齢者等の住まいの安定確保」ということで、こうしたことの目標に取り組むということを新宿区の住宅施策の中で明確に打ち出させていただいております。

本日から開催されますこの住宅まちづくり審議会の大きなテーマとしまして、高齢者の住まい確保という命題で皆様に御審議をいただくわけですが、この住宅マスタープランの基本目標であるこうした安定した居住を確保できる仕組みづくりを実現するために、皆様に御審議をいただきたいと考えております。

具体的な施策の検討でございますが、大きく二つの方向性で御検討をいただければと考えております。

まず、(一) 支援付き高齢者住宅の整備、それから(二) 各種入居支援策の推進、この大きな二つの施策でございます。

支援付き高齢者住宅の整備につきましては、後ほど改めて資料に基づいて詳しく説明をさせていただきますが、この中で二つ手法を考慮しております。

一つは、既存の住宅ストックを活用したものです。ここで言う既存の住宅ストックというのは、民間の賃貸住宅であるとか、あるいは持ち家も含まれます。それから公営住宅、そうしたさまざまな住宅ストック、こうしたものを活用しまして、高齢者の方が地域においてさまざまな支援と関連づけた既存の住宅ストック活用による整備の具体策を福祉施策との連携等によって、地域で在宅の中で安心して住み続けられるように検討をしていくというものでございます。

それから、もう一つ、国や都の補助金を活用した施策ということで、民間事業者の参入促進のために、国や都の補助金を活用したサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」「サ付き」というものの供給が、現在、進んでおります。このサ付き住宅というのは、現在、新宿区でも民間事業者が建設を始めている具体例もございますが、そうしたものに対して、国や都の補助金を活用してこうした供給を新宿区も積極的に進めていくというものでございます。

それから、(二) 各種入居支援策の推進でございますが、こちらは、主に平成二十六年からの引き続きの審議会の中で御議論をいただきたいと考えております。現在、住宅課でもさまざまな経済的支援であるとか、あるいは高齢者の方のさまざまな入居支援を行っております。そうしたものの検証であるとか、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部のヒアリング等を通して、現在も既存事業の検証を行っておりますが、そうした既存の施策や新たな施策についての御検討をいただきたいと思います。

また、こうした入居支援策については、区民の方に広報やホームページ等で積極的にPRをしているところでございますけれども、そうした媒体に限らず、さまざまな周知方法を使いまして、一人でも多くの方にこうした入居支援策を周知していくこともあわせて検討をしていきたいと考えております。

このペーパーの裏面をもらっていただけますでしょうか。こちらは、現在、住宅課で実施している高齢者等への入居支援策を一から七まで列挙したものでございます。個々の施策の内容については、時間の関係もございまして、本日は割愛させていただきますけれども、こうした高齢者の方への入居支援策を住宅課では行っております。

この入居支援策については、さまざまな団体の方、事業者の方と連携したり、もしくは福祉部等との連携の中で展開をしている入居支援策でございます。

一枚目の資料の説明は、以上でございます。

続きまして、次の「新宿区支援付き高齢者住宅検討会における検討について」、こちらのペーパーの説明をさせていただきます。

新宿区支援付き高齢者住宅検討会といたしますのは、私ども都市計画

部住宅課と福祉部高齢者福祉課の両課が主に中心となって検討をしている会でございます。

この検討会の立ち上げの経緯を最初のところに書かせていただいております。国や東京都の中で、こうした高齢者向け住まいについて居住の安定確保を図っていくということ、ここに書かれているような高齢者の居住の安定確保に関する法律等を改正して、サ付き住宅の登録制度を推進しております。

東京都についても、こうしたサ付き住宅を幅広く東京都の中でも展開していくこととございまして、当初六千戸という目標を掲げていたものを、現在は都内で一万戸に目標を引き上げております。そのため、東京都独自の建設費の補助金の加算の増額、そうしたものを新たな制度として打ち出しまして、より多くの民間事業者が都内にサ付き住宅を設置できるよう補助金等の側面からも奨励をしているというものでございます。

新宿区において支援付き高齢者住宅整備の必要性というのが(二)に書かれておりますが、ペーパーの一番最後の「用語の説明」というところをご覧ください。

この用語の説明の中の三番目、新宿区における「支援付き高齢者住宅」という言葉の定義をここに書かせていただいております。

新宿区における支援付き高齢者住宅とはどういうものかといいますと、先ほどのサ付き住宅に限らず、いわゆるバリアフリー構造を有し、住まいと一体にさまざまな福祉や介護等の支援を高齢者が受けるというような仕組みづくりを含めた住宅というものを支援していくというものでございます。

そのため、民間事業者が新たに建設するサ付き住宅もこの中に入りますけれども、高齢者の方が日ごろお住まいになっている民間賃貸住

宅や公営住宅、あるいは御自身でお持ちの持ち家、そうしたところに住みながら地域のいろいろな支援を受けながら、安心して在宅の中で暮らしていく仕組みづくりという広義の意味で定義をさせていただいたものでございます。

それでは、最初のペーパーに戻っていたら、安心して住み続けられる住まいの必要性ということや、それから「支援付き高齢者住宅」のニーズというところがございまして、資料五というA4の横のペーパーをごらんください。

資料五の三ページそれから四ページをごらんいただきますと、平成二十二年度新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査というのを新宿区で行いました。その中で高齢者の方の意向をお聞きしましたところ、可能な限り自宅で生活を続けたい、あるいはずっと自宅で生活を続けたいという方が、こちらのパーセンテージでいいますと約七十パーセントに近い一般高齢者の方がそうした御希望をお持ちであるという結果が出ております。

また、四ページのところでございますけれども、ふだんの生活で困ったときに近所に手助けを頼める人がいるかという質問に対して、ひとり暮らし高齢者の方については、「いる」という方が六十八・六パーセントいらっしゃいました。

こうした高齢者の方への調査によって、やはり新宿区にお住まいの高齢者につきましては、安心して地域で在宅で住み続けていきたいということを希望されている方が多いということがわかりました。

それでは、二ページをごらんください。

こうした調査に基づきまして、新宿区の「支援付き高齢者住宅」整備に向けた計画というのを新宿区でも策定しております。

まず、第二次実行計画という計画がございますけれども、こちらの

中で支援付き高齢者住宅を整備していくという目標を明確に打ち出し
ております。

それから、その下の高齢者保健福祉計画という計画がございますが、
こちらの中でも、既存ストックを活用した支援付き高齢者住宅の整備
及び地域全体を意識した展開を推進していくというような、具体的な
支援付き高齢者住宅の整備という目標を掲げておるところでございま
す。

こうしたそれぞれの計画に基づきまして、昨年度から新宿区支援付
き高齢者住宅検討会というものを立ち上げております。昨年度、今年
度と約一年半でございしますが、この検討会の中で検討をしておるとこ
ろでございします。

まず、その検討の状況でございますが、平成二十四年度は、公有地
等の活用による検討というものと、既存の住宅ストック活用による検
討という二つの大きな議題で検討をいたしました。

公有地活用については、国や都の制度を活用しながら、民設民営で
整備を行う場合を想定して、新宿区の公有地を使って民間の事業者を
誘致しようというような前提で議論をいたしました。

また、それから既存の住宅ストックについては、シルバークリア等に
おいてどのような生活支援が必要なのか、あるいは高齢化が進む大規
模団地にどのような機能を持たせればいいのか、そうした観点から検
討をいたしました。

平成二十五年年度、今年度の検討でございますけれども、引き続き二
十四年度の課題に基づいて検討を行う予定でございましたけれども、
現状、新宿区の中でサ付き住宅の設置について具体的な公有地を示す
ことが困難になったこともございまして、新たな公有地があらわれた
場合には改めて検討するというところでございます。

次の三ページのほうに進んでいただきまして、公有地での建設とい
うのは、今、非常に難しい状況にございますけれども、先ほど言った
東京都や国の補助金の制度を活用したサ付き住宅の整備の方針の柱と
しまして、それに伴う検討課題を整理したところでございます。

この国や都の制度を活用したサ付き住宅の整備でございませうけれ
ども、資料の四をごらんください。同意基準というものを、今回、用意
させていただきました。

同意基準でございますが、これは東京都が上乗せの補助金を事業者
に支給するに当たりまして、新宿区が同意を行うかどうかということ
が一つのポイントとなっております。東京都の補助金ですので、基本
的には各自自治体がそれに対して賛意を示すということが、まあ本来は必
要ないのかもしれないですが、各地域に具体的なサ付き住宅を建設
するに当たって、それぞれの自治体にとってそうした住宅が必要なの
かどうか、あるいは、もし新宿区に建設するとなった場合にどのよう
な住宅をつくってもらいたいのか、そうしたことを同意基準という形
で明確に示すというものでございます。

同意基準の細かい内容については、きょうは説明は割愛させていた
だきますけれども、一定の区民枠を設定するかどうか、地域との調
和を図っていただく住宅を建設してもらおうとか、そうした幾つかの項
目に分けてこうした同意基準を検討会の中で話し合って、案をつくら
せていただいております。

それから、次に、既存の住宅ストック活用による整備でございます。
先ほども言いましたように、既存の住宅ストック、民間の賃貸住宅や
あるいは公営住宅、マンション等も含まれるかと思っておりますけれども、
そうした住宅ストックを活用しまして、地域で在宅で安心して暮らす
ためのさまざまな高齢者の方へのサービス、そうしたものをどのよう

に結びつけていくか、そうした視点で、今後の検討は必要ということ
が検討会の中でも話し合われております。

三番の、既存の住宅ストック活用による整備、今後の検討課題とい
うことで整理をさせていただいております。

まず、(一) シルバーピアにおける支援ということでございます。

区営住宅や都営住宅で、現在、シルバーピアという住宅が区内で十
六所、三百八戸設置をされております。このシルバーピアはバリアフ
リー構造になっている住戸で、なおかつ緊急通報システムが設置され
ていて、ワーデンという生活協力員、またはLSAという生活援助員
の方が配置されて、そのピア住戸に住んでいる方の見守りであるとか、
生活相談、安否確認、そうしたものを実際に行っていたいただいていると
いう住宅でございます。

しかし、こうしたシルバーピア住戸については、入居者自身の高齢
化に加えて、シルバーピア以外の住戸もその中にございますので、建
物全体のそうした住戸においても非常に高齢化が進んでいるという課
題がございます。

また、各シルバーピアの住宅については、団らん室や談話室を設置
しておりますけれども、そうした中での活用というところについても、
住戸内の入居者間の交流はあっても、地域との交流、そうしたものへ
の活用というのが現実としてはなかなか行われていないという現状が
ございます。

こうした現状を踏まえまして、シルバーピアにお住まいの方々の心
身や生活の変化があっても、高齢者が安心して暮らせるような支援の
あり方とあわせまして、地域とのかかわり方というか、シルバーピア
と地域との関係性の構築、そうしたものを新たな課題として構築して
いく必要があると考えております。

それから、(二) 地域における支援でございますが、先ほども紹介
しました高齢者の保健と福祉に関する調査によれば、資料五のページ
四のところの数字等が入っております。

ふだんの生活で困ったときに近所に手助けを頼める人がいないと答
えたひとり暮らし高齢者の方が、一般高齢者の約三割いらっしゃいま
した。

また、同じ調査において、介護が必要になったら施設や高齢者専用
の住宅に入居したいと答えた高齢者のうち、約二十五パーセントが家
族の介護が期待できないということを理由にされております。

こうした調査の結果等を踏まえまして、例えば高齢化率が進んでい
る大規模団地あるいは民間住宅について、そうした課題を解決してい
く必要があると考えております。

また、民間住宅等についてもあるいは公営住宅についても、必ずし
もバリアフリー構造になっていないという住宅も多くございます。そ
のために、そうした一般住宅に住む高齢者の抱える生活課題というも
のが、非常に大きいものがございます。

そうしたハード面あるいは地域の支援というところのソフト面、両
面から支援付き高齢者住宅に相当するような住戸環境の整備等を行っ
ていく必要があると考えております。

最後の、四ページでございますけれども、これまで述べましたさま
ざまな課題を踏まえまして、医療・介護・福祉、あるいは高齢者総合
相談センター等のサービス、そうした社会資源との連携というのが必
要である。

それから、①の住宅設備面での改善、介護保険に絡む住宅改修等の
制度もございますけれども、さらに一歩進んだ住宅設備面での改善が
必要なのではないかとということ。

それから、③の住まいの確保への支援ということでございます。エレベーター設備あるいはバリアフリーの設備、そうしたところではなかなか高齢者の方が安心して生活するだけの住宅物件が少ないという現状がございます。あるいは、高齢者の方の中には、立ち退きを迫られて住み替えを必要とする方も多くいらっしゃいます。また、身寄りがなくて、保証人がなかなか見つからず、次の住み替えがスムーズにいかないという課題もございます。そうした方々が、円滑に次の住まいを確保できる、あるいは現在住んでいる住宅がもう少し高齢者の方に優しい住宅となるように、そうした方策も検討していくという必要があると考えております。

大変雑駁な説明で申しわけございませんけれども、こうしたさまざまな現状や課題を踏まえまして、新宿区における広い意味での支援付き高齢者住宅についての御議論をこの審議会の中でもぜひひしひしとしたいと思ひまして、資料の説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○**大方会長** ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問がございましたら、どうぞ御自由に御発言ください。どうぞ。

○**篠原委員** 二点、ちょっと教えていただきたいことがあります。

サ付き住宅のことについてですけれども、一月月ぐらい前の朝日新聞で、サ付き住宅というのは国が非常に力を入れていて、当初期待されてはいたんだけれども、できてみたら、サービスが少ないからかどうかはよくわからないけれども、実は入居者がかなり少ないという記事が載っていました。

それから、もう一つ、CRIという月刊誌、長谷工総合研究所が出しているんですけども、そこでもサ付き住宅についての特集記事が

ちよつと載っていて、当初、たくさんつくるといふふうなことが見込まれたんだけど、実はそれが必ずしもそうではなくて、減速しているといふふうな記事が載っていました。

新宿区の場合はどうか知らないんですけども、つくられたのは、とりあえず今、登録が一件なのか、これを見ると、よくわからないんですけども、登録件数がどのくらいになるのかということと、できた場合の入居の見込みはどうかということについて、どうお考えになつているかということをお聞きしたいのが一つ。

それから、もう一つは、このサ付き住宅のサービスというのは最低限つけないといけないのが安否確認だったか、何かそのように記憶しているんですけども、それじゃ、結局、ひとり住まいの高齢者にとつてはサービスが足りないということ、いろんなサービスをつけようとする。そうすると、結局、家賃ほかプラスアルファのそういう費用でかなり高い金額、毎月のお金というのがかなり、二十万ぐらいだったか、そんなような話が出ていました。

そうすると、サ付き住宅つくっても、結局、所得の高い人しか入れないんじゃないかというふうな気もするんですけども、そこはそれでいいのか、あるいは新宿区のほうでは、そうではないので、何か別の方法を考えたいというのか、その二点についてお願いします。

○**大方会長** お願いします。

○**事務局(齊藤高齢者福祉課長)** 高齢者福祉課長でございます。

今の二点についてお答えいたします。

まず、新宿区内におけるサ付き住宅の整備状況でございますが、今、委員のほうから御紹介いただきましたように、現時点で開設しているのは高田馬場に一カ所という状況でございます。

ただ、今後予定されるものとして、来年二月に四谷で一カ

所、それから二十七年の一月に東五軒町で一カ所ということで、現在、進行中のものが二カ所ございまして、こちらで把握している中では計三カ所になる予定です。

入居の見込みということですが、既にオープンしている高田馬場につきましては医療機関との併設になっておりまして、入居の条件として透析を必要とすることから、全部で十二部屋ありますが、全てが埋まっているという状況ではございません。ただ、今後予定される二カ所につきましては、基本的にはそういった条件がないものがございますので、一定程度の入居が見込まれるだろうと考えています。したがって、既存の一カ所につきましては、ある意味条件がございまして、今の委員のほうから御紹介いただいたような状況と単純に比較することはできないのかなと考えているところでございます。

それから、このサ付き住宅でございますが、実際にそこで提供されるサービスの中身というのは、安否確認のために相談員等の配置というのがございます。それから、居室内での緊急対応ということで、緊急通報システムなどの設置、こういったものがまず標準としてなされる。それと、近接の医療事務所あるいは介護事務所などからのサービスを提供できる、こういったものが組み合わさって設置されるものがございます。

賃料等につきましては、新宿区内で設置される場合に、やはり場所柄もございまして、それなりの賃料、さらにはサービス提供に伴う利用料というものがかかってまいります。一定程度金額がかさむものと思われませんが、通常、新宿区内に居住する場合のものと、住宅としてとらえた場合には、サービス提供分の利用料がふえるといった程度のものだろうかかと考えるとございまして。

以上です。

○大方会長 はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○篠原委員 何かちよつとよくわからない。

○大方会長 じゃ、ちよつと補足しますと、私も最近そつちの専門になつていくものですから、だんだん詳しくなつてきたんですが、もともとサ付きというのは、今おっしゃつたように管理人がいて、緊急通報のあるマンションなんですよね。そこに普通の在宅介護のサービスを使うという建前なんです。

そうはいつでも、実態は、いわゆる自立したキッチンとかお風呂とかも全部ついたお部屋があつて、マンションのように自立して、その一階に小規模多機能の介護施設が入つていていうようなものではなくて、そういうのも四分の一ぐらいあるんですが、かなりは、お風呂はない、トイレはある。キッチンもほとんどない、実態は共同の食堂で皆さん介助を受けながら御飯を食べたり、お風呂も介助されながら入るといふ、要するに老人ホームのようなスタイルです。それを介護型と呼んでいるようですが、そういうのが四分の三ぐらいあるのが今の実態のようです。

そちらのほうは割と埋まるんですが、つまり、なかなか特養とか入れないものですからね。ただ、普通の住宅型と言っているほうは、どちらかという割高なワンルームマンションという格好ですから、こつちはつづつしてみるとなかなか埋まらないという状態のようですね。

お値段ですが、我々も厚生年金族とか呼んでいますけれども、大企業サラリーマンをリタイアされて、おひとり暮らしになると厚生年金を月二十万ぐらいもらつている人が多いと思いますが、そのぐらいのお金を全部巻き上げるぐらいのビジネスモデルになつていくものから、そうでない自営業の方などで国民年金しか収入の道がないというふうな方ではちよつと入れない。だから、そういう方は今でもど

うしても特養に行くようなことになるというケースが多いと思います。ただ、その方は持ち家だとそうなりますが、アパートに住んでいらっしゃる方だと、どうせ家賃は払うものですから、そのぐらいならサ付きでもいいかなというようにお入りになる方もいると、そんな状態のようです。

いずれにしろ、所得が少ないと、今のサ付きは民間ベースですから、ちよつと入るのは難しいということですね。

何か補足があれば、どうぞ。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 一例をちよつと、具体的な金額等をお示ししてお話ししたほうがわかりやすいと思います。

これは先ほど御紹介いたしました東五軒町に、平成二十七年度に開設する予定のサ付き住宅がございますが、まず、占有面積が五十二平米から八十五平米ということで、ファミリー向け、御夫婦でお住みになつていただく等の住宅、かなり広いところでございます。家賃が十九万一千円から二十五万六千円です。このほかに、サービス利用料といたしまして三万四千五百円、それから食費の提供が必要とすれば、三万九千円というような金額になるものがございます。

○篠原委員 大変ですね。

○大方会長 ですから、今のは自立型というほうですかね。高級物件ですね。

○石川委員 この新しくできたサ付き住宅は、入居に介護が条件ですか。

○大方会長 いや、自立型のほうはそうではないです。

○石川委員 医療介護というほうをお使いになる場合は、早目の住みかえというような場合にも対応できるんですか。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） あくまでも住宅としてとらえてい

ますので、介護認定を受けられている方が入所してその介護サービスを受けるといった場合には、もちろんサ付き住宅、サービスを提供する事業所がありますが、そこでなければいけないと決まっているわけではありませんので……

○石川委員 いえ、そうじゃなくて、入所基準、資格としていわゆる介護等は……

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 特にございません。

○石川委員 ないんですか。

○大方会長 ただ、家主というか、事業者のほうが健康な人は嫌がるみたいな、介護型のお部屋のほうは、それはあると思いますけれども、自立型のほうは基本的に何の制限も一般にはないと思います。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 条件といたしましては、六十歳以上の者、または要介護・要支援認定を受けている者というのはもちろんありますが、必ずそれだけなければいけないというわけではございませんで、六十歳以上、つまり高齢であれば結構ですということでございます。

○大方会長 よろしゅうございますか。

○篠原委員 そうすると、大方先生がおっしゃった住宅型と特養型ですか……

○大方会長 介護型と言っていますが……

○篠原委員 そうすると、いわゆる介護型のほうは、どちらかというところ埋まりやすいというか、所得がそれほど高くない人たちが入りやすいんですか。

○大方会長 いやいや、そうではないですね。

○篠原委員 そうでもないんですか。でも、住宅型も今大変なんですよ。

○**大方会長** いや、住宅型のほうは、ですから普通の安い一般のマンションでも暮らせますので、余り人気がないということですよ。介護型のほうは、もうせつば詰まっているわけですから、特養に入る順番を待てないわけですね、二年も三年もかかりますから。だから、そういう方で、余裕があれば入ると、そういうことですね。

○**篠原委員** 余裕があればということですね。

○**大方会長** 余裕というか、家賃も今おっしゃったように、あれは五十五平米で大きいですけども、最低十八平米というような基準があったと思いますが、そういうものでも新宿区内でしたら相当高いですよ。そこに一般の介護の自己負担分がさらに加わると、あと食費とかですね。

○**事務局**（齊藤高齢者福祉課長） ちなみに、先ほど、高田馬場で既にオープンしているところの家賃は九万一千円から十六万五千円というところで、もちろん、占有面積は二十五から五十六ということで若干小さくなりますが、面積によって住宅の家賃も違うというのは、民間の住宅と同じ考え方でございます。

○**篠原委員** はい、わかりました。

○**大方会長** ですから、我々も今、国レベルでどういうサ付きの供給をしたらいかなんという勉強会もやっているんですが、今はバリアフリーの住宅は非常に少ないですからね、まだ木造のアパートが多いですから、どんどんつくったらいと思いますが、ただ、サ付きは、ある種、過渡期的のものでして、これからは高齢者の使いやすいバリアフリーのマンションがどんどん増えていけば、そこに普通の在宅介護のサービスが入っていけば、あるいは訪問医療なども充実していけば、実質上、もう町中がさつきのようなようになっていくわけなので、いずれは特別なそういうものは必要なくなるのではないかなと思っっているわけ

です。ただ、当面、二〇三〇年ぐらいまで、もう十五年ぐらいしかありませんが、その間、世の中のマンションがみんなバリアフリーになるのを待っているわけにいかないもので、国は補助金まで出してそれを促進しているという、そんな状況だと思えますけれどもね。

ですから、所得の低い方まで手が及ばないではないかというのは、確かにそのとおりですが、サ付きはもともそういう過渡期の残物なので、もう少し所得の低い方についてどうするかというのが、まさにきょうこれから皆さんに御議論いただきたいという、そういうお話だろうということだと思います。

○**篠原委員** わかりました。

○**大方会長** ということで、どうぞ、ほかの観点でも構いませんので、御質問、御発言、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

○**長谷川委員** 先ほど五十二平米から八十平米とか何とか言っていましたよね。広過ぎるんじゃないかしらと思うんですよ。

御近所に御夫婦で今までいたんですけれども、奥様が亡くなっちゃって、それで今ひとり暮らしの男性の方がいるんですけれども、もう広くて広くて、こんなんでどうするのという感じで、俺もそうなんだよね、掃除するんだって大変だよなんて言っていて、あれがもうちょっと小さければもっとたくさんさんの住宅があれするんじゃないかなと思っ、ちょっと広過ぎて、本人も困っておりますけれどもね。

だから、八十なんて聞いて、びっくり仰天しちゃったんですけれども、もうちょっと小さくして、そして数を増やしたほうがいいんじゃないかしらと思っちゃったんですけれどもね。

○**事務局**（齊藤高齢者福祉課長） 今、御紹介いたしましたのは、民間事業者の整備によるサ付き住宅でございます。それで、先ほど来、

三カ所、既にオープンしているところ、それから、これから二カ所と
いうことで御紹介いたしました。その中で申し上げれば、二十五平
米から一番大きなところで八十五までという、その部屋の大きさの状
況はまちまちでございますので、全てが五十二以上ということではご
ざいませぬ。その住宅、住宅によって、今、委員のほうからございま
したように、部屋の大きさ、それと戸数を決めているという状況でご
ざいます。

○長谷川委員 そうですか。小さいほうがいいんじゃないかなと思っ
て……

○大方会長 民間事業者がやっていることですから、大きいのはいか
ぬとはなかなか行政としては言えないだろうと思えますけれどもね。

○長谷川委員 それで数を増やしたほうがいいんじゃないでしょうか。
○大方会長 そこはマーケットが決めていくんだろーと思えます。

多分、中途半端なサイズは、要するに余り需要がないんだと思うん
ですけれどもね、割高になりますから。それで、たくさんありますし
ね、いずれにせよ賃貸マンションは。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 新宿区の場合、高齢者の現状とい
たしまして、ひとり暮らしの高齢者が多いという特徴がございますが、
そもそもこういった住宅にお住みいただくときに御夫婦でという状態
も想定すると、二十平米台ですと二人でというのはこれは狭いとい
う状況になりますので、一定程度の広さは必要になってくる。

ただ、その後、例えばお一人になった場合にその広さをもてあます
ということはあるかと思いますが、これは御自宅においても同じ状
況ですので、その後のことはその時点でまた対応を考えると。

○長谷川委員 その方は区民住宅に住んでいます、今、私が言った人
はね。でも、こんなのをぜひいたくだねなんて私は思っちゃったんですけ

れども、区民住宅に住んでいます。

○事務局（月橋住宅課長） 今、区民住宅のお話が出ましたが、確か
に入居される際に、御家族でお住みになって、そのうち御高齢になっ
て、配偶者の方がいらっしやらなくなったりとか、あるいはお子さん
が独立してしまったりとか、そういうふうなことで、結果として、当
初の御家族数からだんだん減っていくという現状もあるかと思えます。

それから、区営住宅の中には、都営住宅から移管された区営住宅と
いうのもあって、もともと都営住宅のつくりというのは、構造的に非
常にゆつたりと、部屋数が多かったりとかそういうふうな構造で、当
初住んでいただくというようなケースもあって、正直言います、そ
ういう意味での入居されている方とその部屋の広さとのアンマッチン
グというのは、一つこれは課題かなと認識しております。

○長谷川委員 もう初めから子供さんはいらっしやらなかつたし、年
いって、それでそこへ入ったんですよね。だから、本当にびっくりし
ちゃったんですけれどもね。

すみません。ありがとうございます。

○大方会長 ほかの方。はい、どうぞ。

○桑原委員 桑原でございます。

先ほど入居の条件で六十歳というのがありましたけれども、ちよつ
とほかで聞いたんですが、元氣なときに六十歳以上の方がサービスの
ところに入りましても、例えば今度、具合が悪くなったときに子供さ
んたちが面倒を見ようと思っても、子供が六十歳になっていないと入
れないということをお聞きしたんですけれども、その点は今、どんな
感じにんでしょうか。

○大方会長 お願いします。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 今、同居する方につきましては、

特別な理由により同居させる必要があると認められる場合には同居することは可能ですので、今のようなケースについては対応が可能ではないかと考えております。

○**大方会長** ただ、隣にもう一軒借りて、そこに住みたいなんていうとできないということでしょうか。

いかがでしょうか。

○**篠原委員** 五ページの用語の解説のところに関係するんですけれども、二の「サービス付き高齢者向け住宅」というのは、都が指定した登録機関の登録を受けた住宅で云々と書いてあって、次の三番の新宿区における住宅については、そこに居住する高齢者が云々というふうに書いてあって、その最後に、「サービス付き高齢者向け住宅」は「支援付き高齢者住宅」のひとつの類型であるというふうに書いてあるんです。

都のほうは、住宅そのものに何かお金が多少出るとか補助が出るということなんですか。新宿区のほうは、高齢者個人に対して何か補助が出るということですか、何かちよつとその区別がよくわからない。

○**事務局**（齊藤高齢者福祉課長） これは言葉だけで想像するとなかなか難しいんですが、サ付き住宅に関しては、新たに建物を整備する事業者が国や東京都から補助を受けられるというものでございます。

下の、新宿区における「支援付き高齢者住宅」、これは考え方というところで、先ほど住宅課長のほうから、広義の意味で支援付き高齢者住宅というものを使っていく、つまり、今お住まいになっている住宅もさまざまな支援が受けられる、そういう状態になれば、これは支援付きの住宅に住んでいるというふうに考えているということ、言葉がサービス付きと支援付きというものが混在していましたので、そ

れを整理する意味でこういった定義をさせていただいたというものでございます。

したがって、下の「支援付き高齢者住宅」については、そこにお住みになっている方にお金が出るとかそういうことではなく、さまざまなサービスを提供していること、そういったことを提供することで、今お住みになっている住宅で支援を受けながら住み続けられる、そういう環境をつくっていくこと、そういう意味でございます。

○**篠原委員** はい、わかりました。

○**大方会長** なかなかややこしいですね。どうぞ。

○**石川委員** 要は、新宿区の中のサービスを充実させていけば、自宅においてもそれは理想ですけれども、いろいろな住宅においてもサービスの質は最終的には保証されるというか、そのぐらいに在宅サービスを充実させていけば高齢者支援付き高齢者住宅ということになるでしょうかというロジックなんだと思います。

○**大方会長** サ付きのほうは国の法律があつて、その枠内で補助金も出るという特定のカテゴリーのもですが、新宿区における云々のほうは単なる概念といえますか、目標といえますか、そういうものですね。

○**篠原委員** はい、わかりました。

○**大方会長** ほかにいかがでしょうか。

○**伊藤委員** 用語の説明の二番のところ、一行目の最後のほうで、「都道府県知事が指定した登録機関の登録を受けた住宅」という、この意味をちよつと教えていただきたいんです。

○**大方会長** お願いします。

○**事務局**（齊藤高齢者福祉課長） サ付き住宅につきましては、国及

び東京都からの補助が受けられるものでございますが、まず前提として、国の補助対象となる住宅であること。それから、このサ付き住宅につきましては、補助をいただく際に住宅登録制度というのがございまして、まずは都道府県知事が指定した登録機関に、事業者がこれからつくろうとしている住宅について、そういったものを補助の対象として受けたいということで登録をまずしていただくことになっておりますので、そのことを指しているものでございます。

○伊藤委員 この登録機関というのは、どういったものですか。

○事務局（月橋住宅課長） 参考までに。東京都の場合は、これは東京都の外郭団体に当たるかと思うんですが、公益財団法人東京都福祉保健財団という財団が登録機関となっております。こちらのほうに登録をした住宅のみがサービス付き高齢者住宅と、東京都の場合においてはそういう整理になっておるかと思えます。

○伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○大方会長 はい、どうぞ。

○宮坂委員 新規の住宅が今話題に上っているようですが、既存の建物についてそういう設備をしたということで、そういう補助なり何なりを受けることが可能なんでしょうか。

○大方会長 お願いします。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 今、御説明をさせていただいているのは、あくまでも新規のところだけでございます。既存のところでの住宅改修経費だとか、そういったことについては介護保険法の中で住宅改修が必要なものに対する補助等がございますが、一般の住宅で……

○大方会長 国の制度上は既存のものを改造して基準に合うようになれば、サ付きとして認定されて補助も出るという制度とはなっている

と思います。新宿区に例があるかどうかはちょっとわかりませんが、れども……。新宿区にはないということでしょうか。でもね。

○事務局（月橋住宅課長） 今現在、そういったものはございません。

○大方会長 全国的にはそういうのもかなりあると思います。

○宮坂委員 既存のものも使ったほうが費用的にも安くできるし、これからたくさん高齢者が出てくるわけですよ。ですから、こういう形に持ったほうがいいが、新しいものにお金をたくさんかけて、さっき言った二十万も三十万も取るような設備をたくさんつくるよりは、これからはそういう形のほうがいいんじゃないか。東京は非常に今マンションがいっぱい建っていますけれども、おわかりだと思えますが、結構空き室はいっぱいあるんだろうと思いますので、そういうところを改造したほうが、安く早くできるんじゃないかと思えます。

○大方会長 ただ、なかなかそのバリアフリー構造にするということでコストがかかったりするのはするんでしょうけれどもね、あと耐震補強とかね。だから、今はむしろ新築のほうが安いんじゃないかということも場合によってはあるかもしれないんで、その辺難しいところですね。

○伊藤委員 ちょっとアイデアをいただきたいんですけども、耐震診断をやった建物なんですけれども、結構大きな邸宅でして、ところがその所有者の方が亡くなられて、今空き室になっちゃっているんです。

よくケアハウスとかっているんな話がありますけれども、そんな感じで、グループホームというのかわかりませんが、各部屋にそれぞれ一人、二人入っていたら、台所を共有、あるいは食堂のような、居間のようなところは、皆さんの団らん場みたいな形で使うような施設をつくった場合には、何かこういう条件をつけながらやっていくということが可能なかどうか教えていただきたいんですけども。

○大方会長 それもサ付きの条件に該当すれば、いわゆる介護型ということでできるはずです。

○伊藤委員 バリアフリーだとか、いろいろ手を加えなければいけないところはあると思うんですけどもね。そういったバリアフリー化だとか、高齢者向けだとかいう中で、いろんな補助制度は何かありますか。

○大方会長 あるいは、サ付きじゃなくて、いわゆる福祉施設としてつくるやり方もあると思います。

どうぞ、ちよつと御説明をお願いします。

○事務局（月橋住宅課長） サ付き住宅の補助制度とは別に、そうした空き家を高齢者の方向けにグループホームのようなものに改修する場合は、また別の補助制度がございます。きょうは詳しい資料は持ってきていないんですが、国及び東京都のほうである程度の改修費というのが補助されると認識しています。

○伊藤委員 そうしましたら、遺族の方と相談してみて、住宅課のほうに相談に行けばよろしいでしょうか。

○事務局（月橋住宅課長） こちらのほうできちんと制度を調べて、御説明はしたいと思しますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○大方会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○野村委員 区民から公募に応じました野村と申しますが、初めての出席なもので、いきさつから教えていただきます。

住宅まちづくり審議会において、過去、「高齢者の住まいの選択肢」という議題や、「これからの高齢者住宅に向けて」という議題について、審議してきたかと思いますが、今回、新たに二十五年の第二

回を第一回として、「高齢者の住まいの確保について」ということを議題としてスタートするいきさつと経緯をまず教えていただきたい。これが第一点です。

私自身、前期高齢者に入ったばかりの団塊の世代で、二〇二〇年の七年後の後期高齢者になったときにどうしようかなと思っています。多様な形の高齢者の住まいの確保については非常に興味がありまして、今、国のほうで社会保障制度改革プログラム法案が審議されていて、今後いろいろ大変なことになりそうだなと思っています。

高齢者の住まい確保において、私自身が問題になるかと思うのは、年寄りには家はあるけれども現金がない。だから、いわゆる介護付き住宅が提供されても、そこに入る資金力があるかどうかといったことが、今後、課題ではないのかと思います。

厚生年金は、現在、平均二十六万とかと言われていますが、私たち団塊の世代は多分そのぐらいになると思うんです。そうしますと、ほかの市町村では見られておりますリバースモーゲージも、土地つき家じゃないとだめだという制度から、マンションにも適用しようじゃないかという動きだとか、貸し家だとだめだとか、いろんな制限があるわけですけれども、そういった資金制度も含めた形の高齢者の住まい確保というのを検討課題の中に入れてほしいと思います。

以上です。

○事務局（月橋住宅課長） 今回のまちづくり審議会で、高齢者の住まい確保というテーマで皆様にお話ししたところでございますが、過去に、二年前、三年前に一度この審議会の中でも、高齢者の住まいの選択肢の拡充というようなテーマでお話をいただいたことがございました。

そのときは、具体的に新宿区として高齢者の方の住まいの選択肢を

拡充していくためにどのような施策が必要なのかということ、余り踏み込んだ議論ができなかったのかなと思っております。当時は、皆様さんからお話があったようなサ付き住宅のお話とかが、まだそれほど具体化されていない段階の中での審議でございました。今現在、東京都積極的にこのサ付き住宅を拡充していくために新たな補助制度を立ち上げていたりとか、かなり全体像がはっきりと見えてきた中で、新宿区の高齢化の現状というのも、今、非常に進んでいるということがございます。また、ひとり暮らし高齢者というのが、高齢者の割合の中で三人に一人というのも資料として、今回、御提示させていただいております。

そうした現状の中で、改めて新宿区では、実行計画等で支援付き高齢者住宅の整備という命題を打ち出して、今、その実行計画を実現しようとしているということ。そうしたさまざまな状況を勘案して、改めてもう一度皆様に高齢者住まいの確保について御審議いただきたいということで、テーマとさせていただきますというところでございます。

○大方会長 二つ目のほうは、何かコメントございますか、資金援助というような……。

○事務局（月橋住宅課長） 高齢者の住まい確保の手法については、さまざまな方法があると思えます。

今現在、新宿区ではやっておりませんが、他の自治体では、例えば家賃助成の制度であるとか、そういうものもございますし、資金の援助というんですか、そういうところの選択肢も今回の住まい確保のテーマの中で議題にさせていただいて、いろいろな側面から御議論をいただければと事務局では考えております。

○大方会長 私も同じような意見でございまして、特に、古い一戸建てのおうちに最初は御家族でお住まいになっていて、最後、旦那さん

もお亡くなりになって、女性の方が一人で残るというケースが多いと思います。

リバースモーゲージというのは、またこれはなかなか難しいのですが、区なりあるいは民間事業者でもいいですが、それを一旦借り上げて若い人に貸すと。そのお金でもってサービス付きなり、老人ホームなりに移っていただくというような仕組みは、今、移住、住みかえということはあることはありますが、なかなかうまくいかない面もある中で、その辺は区として力を入れてやっていると、この住まい確保への支援にまたつながっていくのかなという気がするんですけどもね。また、若いファミリー向けの良質な住宅確保にもつながるんじゃないかなと思っているんですけどもね。それもぜひ検討していただけたらと思います。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○野村委員 今日の審議会の議題は、何を審議していただきたいかということに帰結すると思うんです。

会長にもお聞きしたいし、事務局にもお聞きしたいんですけども、きょうの審議は、このペーパーに対して、この意味は何、これはどうなのといったことを審議することではなくて、これからの高齢者の住宅の確保について、どういった観点から検討しないといけないといったことを審議する会というふうに私は思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○大方会長 おっしゃるとおりでございます。

ですから、きょうは、この五ページものの、こういう方向でこれから検討会というのをさらにやりますので、こういうことでもいいのか、もっといろいろ検討すべき事項があれば、ぜひアドバイスいただきたいということだと思えますので、先ほど野村委員のおっしゃったよう

なアイデアをどんどんお出しただければということです。

そこに行く前にいろいろまだ御質問があつてという、理解を深めている段階だったかもしれませんが、まだ時間がございますので、どうぞ。

○野村委員 それにしては、今までの質問は、課題に対する質問というんじやなくて、失礼な言い方ですけども、単なるわけのわからない質問が多かったような感じがします。もっとこんな面からも課題検討してもらいたいというのがあると思うんです。

第一点を言いますと、課題の抽出に当たりまして、高齢者の保健と福祉に関する調査は二十二年のものを基にしていますけれども、今年度二十五年度、十一月ごろに新たに調査する予定だと聞いております。この調査は、一般高齢者・要介護者・事業者向け等のアンケート調査を企画・立案されていると思います。この調査結果を踏まえて、新たに課題抽出をやつていただきたいと思ひます。

それと、先ほども言いました国で考えております社会保障制度改革プログラム法案ですか、来年、その具体的なことで特に注意せねばいけないと思つているのが、要介護が市町村マターになるという点がありますので、それとの絡みで、受け皿として市町村にどういった課題が生じるかといったことも、今回の検討課題の中には入れていただきたいと思ひます。

○大方会長 いかがですか。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 高齢者福祉課長でございます。

今、野村委員のほうから御紹介いただきましたように、今年度、高齢者の保健と福祉に関する調査、これは平成二十七年からの計画策定に向けて、実態把握であるとか、状況、意向、こういったものを調査するものを今年二十一日から実施をいたします。

この内容につきましては、今年度末に報告書にまとめ、公表するということになっておりますが、そういった中で抽出されたものが、今回お示している内容と比較をいたしました。また経年の変化などがあった場合には、そういったことをもとに課題を抽出していくということが必要だと考えておりますので、そのようにさせていただきたいと思つております。

○野村委員 お問い合わせします。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） それから、平成二十七年に向けて、国は社会保障審議会の中で、介護保険法の改正に向けた審議を行つている最中でございますが、その中で要支援者の取り扱いにつきましては、介護保険法の中で取り扱われることに間違いはないんですが、地域支援事業へ組みかえていくというようなことを提案されてます。

ただ、最近の情報では、要支援の部分の全てではなく、その中のデイサービスであるとか通所の部分ですね、そういった部分的なもの移行を三年間で行つていくということで、訪問看護などの部分については引き続き残すというようなことが報道で出されております。

そういった状況が今後さらに明らかになってくる中で、区といったしましても、先ほどの調査を踏まえて、次期の高齢者保健福祉計画、並びに第六期の介護保険事業計画を策定していく検討の中で、どのような変化があらわれてくるのか、そういったものをどう計画にまた取り込んでいけるのか、そういった検討を重ねてまいりますので、引き続き、その検討の中で上がつてまいりました課題などについて、今回のこの高齢者の住まいの確保というところに関連するあるいは影響のある部分については取り扱つてまいりたいと考えております。

○大方会長 よろしゅうございますか。

○野村委員 お願います。

○大方会長 ほかの観点でいかがですか。

○伊藤委員 伊藤です。

高齢者の居住の安定確保ということなのですが、高齢者だけではなくて、若者と同居するような形で、高齢者を若い人たちと一緒に同居させることによって、お互いに見守りだとか、あるいは新しい感性だとかいったものが熟成できるようなそういう場に対しても、こういう高齢者の概念の中に入れることができるのかどうかをちょっとお尋ねしたいんです。

○事務局（月橋住宅課長） ちょっと狭い範囲でのお話ですが、例えば新宿の区立住宅というのは、ファミリー世帯と高齢世帯が同じ建物の中で暮らして、見守りであるとかあるいは地域とのコミュニティというところでさまざまな世帯と一緒に生活をしていくという、いわゆるソーシャルミックスの考え方を取り入れております。

ですので、決して高齢者という言葉だけでそこに限定するものではなくて、今委員がおっしゃったようなソーシャルミックス的な考え方を取り入れながら、その結果、高齢者の方が地域で安心して暮らすことができるところに導いていければよろしいのかと考えています。

○伊藤委員 それは民間事業者でもオーケーなんですか。

○事務局（月橋住宅課長） 今の例としては、私は公営住宅の話しかしませんでしたけれども、民間でもそれは全く同じ考え方でよろしいんではないかと思えます。

○大方会長 ただ、特段そういうものに補助をするとか、支援する仕組みはまだ区の場合不是吗ね。だから、それもこれからの検討課題に入れていただくといいんじゃないでしょうかね。

若い人と隣に住むというのもありますし、それからさっきも話題にあったような近居といいますが、子供世帯が親が弱ってきたから近くに一緒に住んで、同居は嫌だけれども、近くに住みたいなんというケースもありますし、そういうミックスをいかにうまく進めるかと、特に近居ですね、それも課題だと思います。

さらに言うと、普通のマンションとか賃貸住宅でも、必要になったらバリアフリー改修にある補助をすると、今も介護保険からは出ますけれども、せいぜい二十万円ぐらいですか、大したことはできないですね。特にマンションみたいなものを本当にバリアフリー化しようと思うと、さっきのお風呂の問題なんかもあって、相当お金がかかりますので、その辺をどう考えるかも今回の課題かもしれないと思うんですけれどもね。

できれば、さっきもお話があった耐震改修とバリアフリー改修とをセットで、さらにエコ改修みたいなものもセットにして、五百万ぐらい補助が出ると随分、物が進むんだろうと思うんですけれども、今、それぞれに少額の補助で、単発ですから、木造の住宅を耐震補強しようとしたら、どうせいじるんだったら、お台所もきれいにしたいとか、バリアフリーにしたいとか、必ずそうなるわけで、その辺のトータルな仕組みも、そろそろ新宿区は考えていったほうがいいんじゃないかという気もいたします。特に地震が来たら危ない地域もたくさんありますのでね。

○伊藤委員 合わせわざというのがオーケーなのかどうかなんです、高齢者住宅財団のほうで、耐震補強とバリアフリーだとか、リフォームだとか、そういったものを組み合わせて、最大一千万という補助額がありますよね。それと区の制度をうまくマッチングさせたいのかと思うんですが、ただ、財団のほうは、ほかの援助を受けると、

その分は削られちゃうというのがあって、最大一千万なのかということなんですけれども、その辺うまく区のほうも組み合わせが可能であれば、もう少し進みそうな感じもするんです。

先ほどちよつと野村さんのほうからお話がありましたけれども、リバースモーゲージ的な返済方法で、たしか金利だけ毎月支払っていくという形で、最終的に十年後、亡くなられた後にそれを清算するという形を制約云々として契約する案です。

○**大方会長** そういう形で一千万まで融資が受けられるということですね、元本を返さなくていい。はい、わかりました。

○**野村委員** 会長、もう一点あります。

○**大方会長** どうぞ。

○**野村委員** 最近、都のほうから地域危険度測定調査結果が新たに発表されておりすけれども、民間施設の活用というようなことが今回の課題の中に書いてあります。その際に、新宿区は地域危険度の緊急整備地区に指定されているところはございませぬけれども、私、十七年前に阪神大震災に出くわして、大変な目に遭いました。最近、また地震が気になっておるんですけれども、既存ストックとか既存インフラの活用に当たって、地域危険度調査の結果を踏まえまして、それも考慮に入れます、御検討されることをお願いいたします。

○**大方会長** お願いします。

特になければ、それはやるということに決めましょう。
何かコメントあれば、どうぞ。

○**事務局（月橋住宅課長）** 都市計画部の中で、幹事で地域整備課長も出席しております。そうした耐震の補助等を行っている部署もこの審議会のメンバーの中にも入っていますし、都市計画部の中の全体の課題として、今、野村委員の御発言は受けとめたいと思います。

○**大方会長** お願いします。

そういう意味でいうと、建物の耐震性は、それが地域の安全はさることながら、いざとなったときにひとり暮らしの、特に後期高齢の方をどういうふうにみんな避難させるかとか、その辺のソフト面の課題もいろいろありますね。よろしくお願いします。

どうぞ。

○**西山委員** 今、災害の話が出たんですが、災害時要援護者のほうは高齢者福祉課のほうでもやられているかと思うんですが、全国的にはなかなか進まないというような話も聞いておりますが、今どの程度進んでいて、課題等がありましたらちよつと教えていただきたいんです。

○**大方会長** 所管が別かもしれませんが、どうぞ。

○**小柳委員** 今現在、一つは、公助の部分ともう一つは共助の部分があるんですね。今問題になっているのは、個人情報との関連の中で、共助としての手上げ方式というのが問題になっているんですが、それ以外に、消防とか警察のほうは公的な公助の部分で要援護者については把握しているんですね。それ以外の方について、御近所同士が共助して、そのときにどこに避難するかとか、どこにいらっしゃるかというのを把握するための申請方式は今やっておりまして、かなり数は上がってきています。

○**西山委員** 手上げ方式というのは、結構課題だということはいろんなところでお聞きしているんですが、結構、いろんなPRの中でかなり手を上げていただける方は増えてきているということでしょうか。

○**小柳委員** はい。

その部分でつけ加えますと、手上げ方式の場合、新宿区の場合には

そのマップ、いわゆる地図のところは手を上げた方の住居を示して、具体的に何かあった場合にそこで支援するという体制はとっておりません。その整備ができた上でまた改めて募集をかけていきましたら、今すぐ数は出ませんけれども、数的には、進捗状況の中で目標に掲げている数字を超えていますので、かなり皆様関心を持っていただけたと思います。

○大方会長 すばらしいですね。

いかがでしょう。どうぞ、土屋委員。

○土屋委員 議論する際の頭の整理なんですけれども、割と住宅単体の話と地域としての話と、あるいは短期的な話と長期的な話がちやちやって書いてあって、割と議論があつて、今みたいに発散する感じがしています。

例えば、大方先生がおっしゃられた住宅単体でいうと、最後は二十年たつたら、みんなバリアフリーになって、地域でケアすれば大丈夫じゃないかとかいう議論とか等、ぐちゃぐちゃしてしまいそうなのです。それは時間の概念を入れたときに、今何するべきかみたいな話と、長期的には地域包括ケアをやつていけば多分うまくいくんじゃないかと思うんですが、そういう話を一緒に議論しないような整理で、課題を含めて御説明いただくとも議論が収れんしやすいなと思われるので、次回、資料を御説明されるときは、そういうふうにしていただくともうしゃべりやすくなるかなと思いますので、すみません、お願いします。

○大方会長 何かあれば。

○事務局（月橋住宅課長） 今の御指摘のとおりだという部分もかなり多く感じましたので、次回、そのあたりの時間的なところとか、あるいは地域でどのようにかわるのか、あるいは単体としてどのような

にできるのか、あるいはハード・ソフトのところ、そのあたりをしっかりとわかりやすく整理して御提示させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○大方会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○宮坂委員 今、結構高額所得のほうの話が多いような気がするのですが、できましたら、もう少し低所得者ですか、その辺の方もたくさんおられるので、その辺のところも審議の中に入れていただきたいと思えます。

○事務局（月橋住宅課長） 例えば、住宅課で行っているさまざまな高齢者への住まい確保策というのが対象としている方々というのは、どちらかというところも低所得な高齢者の方というのを目標にさせていただいているところもございしますので、そうした視点はしっかりとこれからも取り入れていきたいと思えます。

○長谷川委員 要望ですけれども、これ見たら、こっち向いたり、あっち向いたりして、何かすごく見づらいんですね。だから、こうやってちゃんと見られるような方向にしていたらいいという要望があったもので……。ごめんなさいね、すごくあれしちゃって。

いや、とても大きくて見やすいんですよ。すごくいいんですけど、向こう向いたり、こっち向いたりしているからね、今要望が重なったので、ちよつと言いたかったんです。すみません。

○大方会長 紙がもったいないから両面使ったんでしようけれども、本当は片面のほうが高齢者には優しいですね、私も含めて。お願いします。

ほかにいかがですか。

○桑原委員 今、宮坂委員がおっしゃいましたけれども、うちの業界で

住宅相談を週一回、区役所でやっております。前は生活保護者の方とかが多かったんですけども、この二、三年、急激に高齢者の方の御相談、おひとり住まいの方、特に七十五以上、八十歳過ぎて立ち退きに遭われて探しているとか、非常に多うございます。

ただ、対オーナーさんは、倒れたり、亡くなったたりということが非常に問題になっていて、なかなか承諾ももらえない、ですから、路頭に迷っちゃうケースが結構多いんですね。

ですから、今うちの業界でもいろいろ考えていて、保険でそういった面を考えたたり、いろいろしているんですけども、四ページの半分から下の部分に結構よく書いていただいたのでよかったですけれども、ぜひともこの辺は検討課題にさせていただければ大変ありがたいと思います。

○大方会長 高齢者向けじゃなくても、区営住宅あるいは都営住宅も含めて、当たれば宝くじに当たったようなものだという面もあって、ですから、やるなら本気で相当大量にといいますか、必要量が満たせるような仕組みを考えないといけない、申しわけ程度に何かちよつとだけ補助とか出すと、また逆に不公平の問題も起きたりしますので、その辺もぜひ検討の中でよろしく願います。

きょうのこの資料三が、当面、この検討会で検討される課題だということなんですけれども、これを見ても、やや所得の低い方とか借家住まいの方への対応というところが、何となくあるような、ないような……。考え方は難しいんですけども、ぜひその辺も検討に含めていただいて、よろしく願います。

サービス付きだと、冒頭の御質問からずっと続く話ですが、どうしてもやっぱりある程度以上の層にしか対応できないという面もありま

すし、一方で、シルバーピアのほうは増やすということもなかなか難しいでしょうから、この中間のものをどうするかですね。

いかがでしょうか。

西村委員、まだ御発言いただいていないように思いますが、もし何かありましたら、どうぞ。

○西村委員 一つは、いろいろ決めていただいた場合に、つくる事業者や何かがちゃんと新宿区のこういう決まりを守ってもらう。建築基準法さえスルーすればいいという考え方の企業が多過ぎるので、そういったところをもう少し何とかなるように、せっかく皆さんに考えていただいていた基準や案がございますので、それは必ず守ってつくるように何とかしていただければと思います。

あとは、私は小児科医で子供を見ているから、さつき伊藤委員からもお話がありましたように、本当に子供なんか近くにいるとそれだけで高齢者は生き生きとして、いろいろと生活環境が変わってQOLが上がってくるので、ぜひ高齢者だけの話ではなく、やっぱりファミリー世帯が住めるような環境の話も出していただけると非常にいいかなと思います。ぜひよろしく願います。

○大方会長 専門のお医者さんがいる前であれですけども、うちの高齢社会総合研究機構の、特に医学系の方が一生懸命このごろは研究されていて、高齢者というのは引きこもっちゃうとどんどん弱っちゃう、一人で寂しく、誰とも話をしないとますます弱っちゃうと、ですから、御家族と一緒にいるのが一番いいんですけども、まあひとり暮らしの方も当然いらっしゃるわけですから、できるだけコミュニティといいますか、地域の中のおつき合いとか、楽しいいろんなイベントがあるとか、そういうこともこの支援付き高齢者住宅は非常に大きな要因だと思っですね。そういう環境で生活していれば、それだけ健康寿命が延びて、要介護需要も減っていくと、お医者さん

はもうからなくなるかもしれませんが、健康が続くということですから、そういうのも大事だと思っておりますので、そこも検討にぜひ入れておいてくださいね。

○西村委員 そうですね。ぜひお願いします。

あと、もう一つは、例えばさっきのサ付きであれば、具体的にどういう具合に新宿区の中がなっているかですね。医療系がどこかに入っているとか、介護系が入っているんだったら、具体的にどういうぐあいに今なっているかという事例も教えていただけるとわかりやすいかなという気がしたので、もしそういった資料があれば教えてください。ありがとうございます。

○大方会長 ありがとうございます。

どうぞ、石川委員。

○石川委員 サ付き住宅なんですけれども、私自身が気になっていることは、運営開始後、民間がつくって、運営も民間の方がなされる。そして、国、都から補助金が入る。そして、入居者の苦情処理等はいろいろあるとは思いますが、公的なほうでチェックというか、第三者評価というのがありますけれども、その辺が何年もたったときにどのぐらいのチェック機能が働くのかというのが、私は個人的には気になります。

補助金が入りますから、民間の事業者は一戸、百万入る、そしたらということ、私は、家賃が高い住宅に入れる人たちのために、その補助金を家賃が安くなるほうに使っていただきたいと思いい、地域のための周辺整備とか、そういうことのほうにちゃんとお金をかけたような計画を区のほうが同意基準のときにチェックしていただきたいなとも思っています。

建てた後、そういうチェック機能というのは、民間は民間に任せて

といいますけれども、今までの高優賃等十年ぐらいたっているところもございまして、できた後のことを見てみると、第三者評価というものもあるんですが、入居者の人はなかなか言えない立場になってしましますから、その辺がどうなるのかなということをちょっと考えています。

○大方会長 何か、事務局のほうから今のことでございますか。

はい、お願いします。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 先ほど西村委員のほうから、今回、そういった事業者が新宿区に参入してくる際に、単純に建築基準法等を入手していればいいんだ、それを守っているから別に問題ないというような形で行われている事業者も多いのでというお話がまず一つありました。

今回、私も、サ付き住宅、同意基準の中に地域との交流と支え合といったような項目を入れさせていただいております。その住宅ができた後、地域の中でそこにお住みになっている方が、地域の方々と交流ができ、支え合い、見守りをしていただけるような地域との関係づくりが大変重要でございますので、そういった項目を入れさせていただいたということとともに、医療・介護サービス事業所の選定や連携に当たりましては、新宿区の地域医療であるとか、あるいは地域の介護福祉に協力的である医療サービス事業所であるとか介護サービス事業所、こういった事業者を選定していただくということを条件の中に入れたものでございます。

また、サ付き住宅ができた後、その住宅に入居されている方であるとか、その住宅で提供しているサービスの内容であるとか、例えば介護サービス事業所であれば、そこでの指導等はまた別のセクションであります。私どもとしては、例えば入居者の状況把握であるとか、

生活相談サービスの提供、こういったことに関して、必要に応じて当該地区を管轄する高齢者総合相談センター、国の介護保険法というところの地域包括支援センター、ここの連携をさせていただく、これは多分、新宿区と連携を行えるようあらかじめ担当者を決めてくださいということ、その担当者とのやりとりの中でしつかりとその辺のところについては把握をしていきたい、確保していければなど考えているところでございます。

○大方会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○篠原委員 今のお話に関係するんですけども、実は、余り詳しいことは言えないんですが、いわゆるサ付き住宅についても交付金という補助金が入るということで、当初から実はいろいろ問題があるケースがあるというふうに聞いています。

それがどうしてかと考えると、国なり自治体の当初の審査というか、補助したり交付したりするものの基準というか要求が、私は弁護士ですから、トラブルを抱えた場合のことを考えると、あれもこれもというふうに考えるんですけども、その辺、国も自治体もどちらかというと性善説に立って、かなり緩いんじゃないかと思うんですね。

緩くても立ち上がりは一応の基準をつくる。だけれども、それがそういう住宅として継続していく場合に、途中でどういう報告をさせて、当初の目的が維持されているかどうか、そういうチェックについても、悪いんだけど、国も自治体も最初のところはいいんだけど、そのところだけで、あとはなかなかちゃんとはならないというケースが結構多いと思います。

要は、私たちの税金が使われてそういう補助が出ているわけだから、やはりそこはきちっとしていただく必要があるかなというふうに思い

ます。

○大方会長 何かありましたら、どうぞ。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 貴重な御意見ありがとうございます。継続してそういった状況を把握し、特に連携しながら、そういったものがより継続的に、そして恒常的になるように努めていくことが重要だと考えておりますので、今後、こういった事業を進める中で、そういった視点で検証ができるような、また必要に応じて資料等も含めた対応がとれるようなものを考えてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○大方会長 そのほか、いかがでしょうか。

○石川委員 すごく細かいことなんですけれども、都から来て区に同意基準を求めますときに、図面の審査とか、そういう細かいチェックですよね、新宿区さんの条件に合っているかどうか、それを全部当然新宿区さんの作業としておやりになるわけですよね。それで、国と都がお金は出しますという話ですよね。

随分細かいチェックが入りますが大変な仕事だと、私はそう思いました。

○大方会長 どうなんですか。

○事務局（月橋住宅課長） もちろん、同意基準に沿った細かいチェックは区として当然の責務だと思いますし、審査会等を組織しまして、いろんな目で見て、この同意基準に合致しているのか、区民にとって有益な施設なのか、地域に受け入れられる施設なのかというところもしっかりと審査会等で議論していきたいと思っています。

○石川委員 あと、すみません、続けさせて下さい。

一見普遍的な標準とか、そういうのがあったとしても、大きいのと

か小さいのとか、それぞれ条件が違うので、一件一件の御検討という形になりますよね。その辺、よろしくお願いします。

○事務局（月橋住宅課長） 委員のおっしゃるとおりです。

○石川委員 すみません、以上です。

○大方会長 それに関して少し今、改めて眺めて、ちょっと教えていただきたいんですが、区民枠の設定というのがあって、これは重要だと思っただけでも、これはどのぐらいの割合を想定されるんですか。これは個別ごとにいるいろいろあるんですか、どういう感じですか、今のイメージでは。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 現時点で、ここに一律で、戸数であるとか割合というものは表示しておりません。先ほど石川委員のほうからもございましたように、整備される住宅の規模によって整備戸数というのは違ってまいりますので、その中で、あくまでも大事なものは区民枠というものを設定するというところでございますので、現時点で、割合であるとか戸数をこの中で明示はしていないというところでございます。

○大方会長 ただ、イメージとして一戸だけ申しわけ程度につくったとか、そういうのはだめなんでしょうね。過半数ぐらいはというニュアンスですか、これは。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 一応、御相談いただいているときには、私どもで一定の目安というところでは、総戸数の三分の一ぐらいを設けていたきたいというようなことは申し上げているところでございます。

○大方会長 これを伺ったのは、新宿区の場合は余り心配ないんだと思いますが、比較的土地は安くて、そこそこ便利な、東京圏というところと十六号沿いにあるところだと、このサ付きがどんどん建って、そこに

外部の人がずっと入ってきちゃって、介護保険制度がだんだんつらくなると、住所の特例は使えるようにはしていますけれどもね。なるべくお断りしたいと、お断りできる理屈が欲しいというので、この同意基準というものを重視していたり、さらにそのために今度国も、市町村レベルでも高齢者安定確保計画というのをつくって、そこで数値目標を載せて、それを盾にして乱開発を抑えたいというような動きもあるようですので、まさに区民枠みたいなのがちゃんとあれば、そういう問題はおのずと防げるのかなと思っただけです。

でも、新宿区の場合は、むしろサ付きはまだ足りないから、もっと建ててほしいという、どっちかというと、そういう方向なんです。

○事務局（齊藤高齢者福祉課長） 会長のおっしゃるとおりでございます。

これから増えてくるものというふうに考えております。もう既に幾つかの御相談も私どものほうに寄せられている状況がございますが、その際には、こういった同意基準に基づき、事業者のほうと十分相談をさせていただきながら、区民にとって有益なものとなるように整備を進めていただくことが重要だと考えております。

引き続き、今後、御相談に來られる事業者に対しては、そういった観点で私どもも接してまいりたいというふうにと考えているところでございます。

○大方会長 いかがでしょうか。大体よろしゅうございますか。

その他
~~~~~

○大方会長 じゃ、特にございませんでしたら、とりあえず議論はこの辺ということにいたしまして、あとは、また事務局のほうにお返し

いたします。

○事務局（山崎居住支援係長） では、事務局からです。

審議会議事録のホームページの公開につきましては、審議会終了の都度、当日の議事録の公開についてお諮りさせていただいております。本日の議事録につきまして、ホームページに公開してよろしいかどうか、お諮りお願いいたします。

○大方会長 よろしゅうございますか。

「はい」の声あり

○事務局（山崎居住支援係長） ありがとうございます。

次に、確認させていただきたい事項は、委員の報酬についてです。

委員報酬の振込先が事務局へのお届け先と変更されている場合、事務局まで御通知いただきたいと思えます。

また、新たに委員になられた方には、事前の資料送付の際に、委員報酬振込のための口座振替依頼書を同封させていただきました。本日、御提出をお願いしておりますが、お持ちでない方は事務局までお願いいたします。

なお、本日の委員報酬のお支払い時期ですが、来月の上旬に指定の口座に振り込む予定でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次回の審議会の日程でございます。平成二十六年二月三日月曜日、午前九時半からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。開催通知は、別途送付させていただきます。

事務局からは、以上でございます。ありがとうございます。

○大方会長 特に委員の皆さんからなければ、これで散会といたします。どうもありがとうございます。

午後三時五十分閉会